

石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格及び物価高騰に伴い、電気料金値上げの影響を強く受けている市内事業者に対し、予算の範囲内において、石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内事業者の事業継続を支援することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施者)

第2条 補助金事業に係る次の事務局業務は、八重山森林組合（以下、「事務局」という。）が行う。

- (1) 申請受付
- (2) 書類審査
- (3) 補助金の交付
- (4) その他、補助金交付の目的の達成に要する事務

(補助金交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、農政経済課所管の施設を指定管理業務している事業者及び本市内で店舗等を構え、林業・木工事業者等として事業を営んでおり、今後も事業を営む予定がある者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 直近1年間の事業所の電気使用料金が、前年度（令和3年4月から令和4年3月まで）の電気使用料金を上回っていること。ただし、操業期間が1年に満たない場合は、任意の連続する3箇月の電気使用料金が上回っていること。
- (2) 税や使用料等を滞納していない者
- (3) 石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しない者
- (4) その他市長が適当であると認める者

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条に規定する事務局業務に要する経費
- (2) 補助事業者への補助金交付額

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、直近1年間の事業所の電気使用料金が、前年度（令和3年4月から令和4年3月まで）の電気使用料金を上回った額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）の1/2を上限に、令和4年度及び令和5年度予算の範囲

内とする。また、事務局業務に要する経費は同様に予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 事務局は、石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添え、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められた場合には、石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第8条 事務局は、補助事業が完了したときは、石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金交付実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等により、当該補助事業の成果が、適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還させることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 事業を受付期間までに休止又は廃止したとき。
- (3) その他不正な手段によって補助金を受け取ったとき。

(受付期間)

第11条 この補助金の交付申請の受付期間は、この要綱の施行の日から令和5年4月30日までとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

石垣市長 様

（申請者）所在地
名称
代表者氏名
電話番号

石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金交付申請書

みだしのことについて、石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類

様式第2号（第7条関係）

石垣市指令第 号
年 月 日

様

石垣市長

石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金の交付について、次のとおり交付することと決定したので通知します。

交付決定金額 _____ 円

補助の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、本事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合は又は、補助事業の遂行が困難となった場合に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

石垣市長 様

（申請者）所在地
名称
代表者氏名
電話番号

石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金実績報告書

年 月 日付け石垣市指令第 号で交付決定を受けた石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策補助金事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類